

諮問庁：国立大学法人広島大学

諮問日：平成28年8月25日（平成28年（独情）諮問第67号）

答申日：平成28年12月7日（平成28年度（独情）答申第60号）

事件名：特定の冷凍庫について特定室から特定室への移動の日時等が確認できる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人広島大学（以下「広島大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年7月15日付け広大総務第16-55号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

###### ア 趣旨

平成28年6月17日に、本件対象文書の開示を求めたが、不開示決定通知書には、開示請求書を受け付けた際に説明したという「文書が存在しない理由」が書いてないので、文書が存在しない理由の記載を求める。

###### イ 理由

平成28年6月17日に、本件対象文書の開示を求めた。

平成28年7月15日付け不開示決定処分（広大総務第16-55号）では、「対象法人文書は存在せず、不開示としました。（文書が存在しない経緯は、開示請求書を受け付けた際に、説明しています。）」とあるが、その事実関係の確認はできない。

開示請求書を受け付けた際に説明したという「文書が存在しない経緯」が正当なものであるならば、その旨を公文書である不開示決定通知書にも明記すべきだと考えるので、文書が存在しない理由の記載を求める。

## (2) 意見書

### ア 本件経緯と問題について

特定室 A には、(当初) 管理者不明の冷凍庫が設置してあったため、管理者の確認等を行おうとしたところ、以下のような理解しがたい事実が浮上してきたものである。

今回の問題に関する特定教職員 A の管理する冷凍庫は 2 台である。大学の説明は全く要を得なかったが、情報開示請求後に分かってきたことは、①「1 台(特定型番 A) は、特定時期 A に科研費で購入されたもので、特定室 B に設置されているが、冷凍庫には大学備品番号のラベルは貼られていない。」、②「本来、①の(特定型番 A) 貼るべき管理番号の入ったラベルは、特定時期 B に購入の、特定室 B から特定距離離れた特定室 A に設置された全く別の冷凍庫(特定型番 B) に貼られていた。また、特定型番 B の設置場所は特定室 A ではなく「特定室 C」として届けられていた。」というものである。

広島大学では数年前に、「預け」等を含む 3, 0 0 0 万円を超える研究費の不正、また事務員によるこれも 3, 0 0 0 万円を超える横領が発覚し、その再発防止策として検印システム等が強化され、例えノート 1 冊、鉛筆 1 本、消しゴム 1 個でもダブルチェックが行われているので、1 台数百万円の冷凍庫に大学備品番号のラベルがなく、また、別年度に購入の、全く別の場所に設置の冷凍庫に本来貼るべきラベルがされているなど、通常絶対に起こりえない、全く考えられないことである。奇妙なことは、事実確認等を依頼した財務の責任者である特定教職員 B が、「この件については一切お答えできない」と、頑なに返答を拒み続けていることである。

特定室 B に新たに科研費で冷凍庫を購入し設置しなければならない理由は本来何一つないものである。

一旦搬入すると持ち出しも困難な特定室 B に、なぜ、科研費で新たに購入した冷凍庫を設置しなければならなかったのか。また、なぜ備品番号のラベルがないのか。また、特定部局の会計を担当する特定教職員 B が返答を拒み続けるのか、全く理解できない不可解なことである。不適切な管理が行われているのではないか、また、不適切な会計操作等の可能性も疑わざるをえないという異常な状況が続いている。

### イ 対象文書と情報開示について

上記のように、今回明らかとなった、特定教職員 A が管理するところの冷凍庫の問題は、大学が説明するような「単なるラベルの貼り間違い」では到底説明のつかないものである。「文書が存在しない理由」について、大学は「開示請求書を受け付けた際に説明した」「不開示決定通知書に詳細な説明は不要」と主張しているが、大学の説明

は不十分かつ理解しがたいものだった。また、現在、特定室 B に設置された冷凍庫（特定型番 A）が、当初から特定室 B に設置されたもので、移動したものでないという証拠もない。

そのような状況の中、大学が頑なに不開示決定通知書への明記を拒み、さらには、諮問まで行う理由は私には到底理解できない。大学には説明責任があるはずなので、不開示決定通知書にはきちんと「文書が存在しない理由」を明記して頂きたいと思う。

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件経緯について

法 3 条の規定に基づき、本学に対して平成 28 年 6 月 17 日付け文書にて、本件対象文書の開示請求があった。

本開示請求を受けて、文書の特定をする際に、別紙の 2 に掲げる内容が判明したため、平成 28 年 6 月 28 日に審査請求人にメールで同内容を説明し、文書不存在のため、請求を取り下げていただくか、もしくは請求を受付けて不開示決定通知を行うのがいいのか問い合わせたところ、不開示決定通知を行うよう回答があった。

これを受けて、本学としては、平成 28 年 7 月 15 日付けで法人文書不開示決定通知書を審査請求人に送付した。

この後、本不開示決定に対して、平成 28 年 8 月 8 日付けで審査請求人から審査請求書が提出された。

#### 2 原処分維持の理由

審査請求人は、「文書が存在しない経緯」を不開示決定通知書にも明記すべきと求めているが、本学としては、再検討した結果、文書が存在しない経緯は、開示請求書を受け付けた際に説明しており、不開示決定通知書には詳細な説明は不要であるとの結論に至った。

### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| ① 平成 28 年 8 月 25 日 | 諮問の受理         |
| ② 同日               | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年 9 月 23 日      | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年 11 月 17 日     | 審議            |
| ⑤ 同年 12 月 5 日      | 審議            |

### 第 5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の 1 に掲げる文書であり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当とすることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件開示請求に係る特定室Aの冷凍庫には、本来特定室Bに納入された冷凍庫に貼るべき資産番号のシールが誤って貼られていたもので、当初から特定室Aに納入されたものであるため、特定室Bへの納入と設置が確認できる文書は存在せず、また、特定室Bから特定室Aへの移動もされていないため、当該移動に係る一連の文書も存在しないものである旨説明する。

(2) 広島大学において本件対象文書を保有していないとする上記諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められない。

したがって、広島大学において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、広島大学において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙

### 1 本件対象文書

平成28年6月16日現在、特定室Aに設置してある、特定メーカー製冷凍庫（特定資産番号、使用者 特定教職員A）について、①特定室Bへの納入と設置が確認できるもの。②特定室Bから特定室Aへの移動の日時、方法、費用等が確認できるもの（冷凍庫移動のためのクレーン使用が確認できるもの、業者への発注や領収書等、作業等周知のための学内への連絡文書、設置場所の変更願等。）。

### 2 文書の特定をする際に判明した内容

今回の開示請求のあった特定の冷凍庫（特定室Aに設置）について、現場確認を行ったところ、本来特定室Bに納入された同じメーカーの冷凍庫に貼るべき資産番号のシールが、誤って貼られていたことが判明した。

二つの冷凍庫は同じメーカーの製品であり、形状も酷似しており、型番も一文字しか変わらないことから、誤って貼られたものと類推される。

開示請求のあった特定室Aの冷凍庫の型式	特定型番B
特定資産番号の冷凍庫の型式	特定型番A

このため、開示請求のあった冷凍庫は、正しく特定室Aに納入されているため、①特定室Bへの納入と設置が確認できる文書は存在しない。

同様に②についても、本冷凍庫は移動されていないため、請求のあった移動に係る一連の文書も存在しない。